

香川県報



第 29 号

平成 16 年

4 月 13 日（火曜日）

目次

告 示

介護保険法の規定による事業者の指定

（長寿社会対策課）

公有水面埋立免許

（港 湾 課）

都市計画の決定

（都市計画課）

香川県証紙の売りさばき人の変更

（会 計 課）

香川県証紙の売りさばき人の指定の取消し

（ ” ” ）

公印の新調

（教育委員会）

公 告

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

（経営支援課）

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告

（ ” ” ）

土地改良事業の認可

（土地改良課）

土地改良区の役員就任の届出

（ ” ” ）

基本測量の実施の通知

（土木監理課）

告 示

香川県告示第二百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年四月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 介護保険 事業所番号 | 事業所の名称 及び所在地 | 申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地 | 指定年月日 | サービスの 種類 |
|----------------|--|--|---------------|---------------------|
| 三七七〇一 三四〇七三 | ますだ歯科医院 高松市屋島西町二四八 四一八二〇三 | 増田幸三 高松市屋島西町二四八 四一八二〇三 | 平成十六年 四月一日 | 居宅療養 管理指導 |
| 三七七〇一 〇二八四〇 | 有限会社BBケアサ ビス 高松市新田町乙二三番 地五〇 | 有限会社BBケアサ ビス 取締役 大熊雄一郎 高松市新田町乙二三番 地五〇 | " | 福祉用具 貸与 |
| 三七七〇一 〇二八五七 | デイサービスあつとホ ーム 高松市香西東町三一五 番地二 | 医療法人社団赤井外科 クリニック 理事長 赤井護 高松市香西東町三一五 番地二 | " | 通所介護 |
| 三七七〇一 〇二八六五 | きょう京雅みやび 高松市瀬戸内町四八番 一六号 | 株式会社S ACC E SS 代表取締役 牧谷省二 高松市浜ノ町二一番一 四号 | " | " |
| 三七七〇一 〇二八七三 | さくら・介護ステーション は 高松市香西本町二番 地一 | シンシアエイド有限会 社 取締役 白澤タツ子 高松市香西本町二番 地一 | " | 訪問介護 |
| 三七七〇二 〇〇五三七 | 三菱電機ライフサービ ス株式会社丸亀支店 丸亀市新浜町二丁目六 番一号 | 三菱電機ライフサービ ス株式会社 代表取締役 萩尾龍二 東京都千代田区丸の内 二丁目二番三号 | " | 福祉用具 貸与 |
| 三七七〇三 〇〇五七六 | グループホームメイブ ル 坂出市加茂町五九一番 地 | 医療法人社団西山脳神 経外科病院 理事長 西山直志 坂出市加茂町五九三 一 | " | 痴呆対応 型共同生 活介護 |

| | | | | |
|---------------|---|--|---|------------|
| 三三〇四 〇〇四二六 | デイサービスセンター かがや木 善通寺市中村町四八五 番地一ケアハウスがが や木 | 社会福祉法人善心会 理事長 前田隆史 善通寺市中村町四八五 番地一 | " | 通所介護 |
| 三三〇四 〇〇四三四 | ホームヘルパーステー ション愛の手 善通寺市中村町四八五 番地一ケアハウスがが や木 | 社会福祉法人善心会 理事長 前田隆史 善通寺市中村町四八五 番地一 | " | 訪問介護 |
| 三三〇五 〇〇三九九 | 香川県高齢者生活協同 組合・観音寺ひだまり 観音寺市坂本町一丁目 三一七 | 香川県高齢者生活協同 組合 理事長 村瀬裕也 高松市勅使町六八七番 地四 | " | " |
| 三三〇七 〇〇〇二三 | 社会福祉法人東かがわ 市社会福祉協議会しる とり 東かがわ市湊一八〇九 番地東かがわ市白鳥社 会福祉センター | 社会福祉法人東かがわ 市社会福祉協議会 会長 中條弘矩 東かがわ市湊一八〇九 番地東かがわ市白鳥社 会福祉センター | " | 訪問入浴 介護 |
| 三三〇五 〇〇七六〇 | 有限会社真 綾歌郡国分寺町福家甲 三六〇八番地 | 有限会社真 取締役 平尾忠 綾歌郡国分寺町福家甲 三六〇八番地 | " | 福祉用具 貸与 |
| 三三〇五 〇〇七七八 | 楽々苑訪問介護事業所 綾歌郡綾南町滝宮三七 六番地の二 | 社会福祉法人共済会 理事長 丸本正憲 綾歌郡綾南町滝宮三七 六番地の二 | " | 訪問介護 |
| 三三〇五 〇〇七八六 | 楽々苑住宅介護支援事 業所 綾歌郡綾南町滝宮三七 六番地の二 | 社会福祉法人共済会 理事長 丸本正憲 綾歌郡綾南町滝宮三七 六番地の二 | " | 居宅介護 支援 |
| 三三〇五 | 綾南町指定通所り八ビ | 香川綾歌郡綾南町 | " | 通所り八 |

| | | | |
|--|---|-----------------------------|-------------|
| 〇〇七九四 | リテーションふれあい 綾歌郡綾南町陶一七二 〇番地一 | 町長 藤井賢 綾歌郡綾南町滝宮一九 九番地 | ピリテー ション |
| 香川県告示第二百六十二号 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公 有水面埋立てを免許した。 平成十六年四月十三日 香川県知事 真 鍋 武 紀 | | | |
| 一 | 免許年月日 平成十六年三月三十一日 | 香川知事 真 鍋 武 紀 | |
| 二 | 免許を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所 香川県 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県知事 真鍋 武紀 高松市昭和町二丁目二番二二号 | | |
| 三 | 埋立区域 位置 一 東かがわ市引田字川向二七七三番一、二七七三番二、二七七三番三、二七七三番四、二七七四番一 一、二七七四番一四、二七七四番一五及び二七七四番一七の境界未定地に接する無番 地地先並びに同市引田字川向二七六八番八地先の公有水面 | | |
| 2 | 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成十五年春分の満潮位（D・L・+・一・七三六メートル） における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域 の地点 四等三角点城山（北緯三四度一三分五九・六三二秒、東経一三四度二四 分三二・九六一秒。以下「基点」という。）から三四度五二分三三秒、 五二〇・七二メートルの地点 の地点 から一五三度三九分四一秒 一八・三七メートルの地点 | | |

- の地点 地点から六三度五六分四七秒 ○・〇五メートルの地点
- の地点 地点から一五三度三九分三八秒 七一・四〇メートルの地点
- の地点 地点から二四三度四七分一九秒 ○・一五メートルの地点
- の地点 地点から一五三度三九分四八秒 一六・九五メートルの地点
- の地点 地点から一〇八度三七分〇五秒 ○・九九メートルの地点
- の地点 地点から六三度三九分五二秒 七・三七メートルの地点

3 面積

一、七〇五・〇一平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東かがわ市引田字川向二七七三番一、二七七三番二、二七七三番四、二七七四番一、二七七四番二、二七七四番三、二七七四番四及び二七七四番五の筆界未定地に接する無番地内並びに同地先公有水面、同市引田字川向二七六八番八及び二七六七番一〇地内並びに同地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基点から三三七度〇八分五八秒 四七七・六八メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から九三度三九分三八秒 八四・二八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一五三度三九分四〇秒 五二・〇九メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一〇三度一九分〇六秒 六六・三〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二四三度三九分三九秒 七九・七三メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三一五度四分五三秒 四〇・四九メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三三三度五〇分五六秒 二二・〇五メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三四六度四分二秒 二五・六七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一度〇〇分一五秒 二五・〇五メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一〇度五八分〇九秒 八・三四メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一度〇八分〇八秒 三三・三五メートルの地点

3 面積

一五、四九一・五五平方メートル

五 埋立地の用途

ふ頭用地、緑地用地及びポンプ場用地

香川県告示第二百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により香川中央都市計画都市再生特別地区を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年四月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を定める土地の区域

高松丸亀町商店街A街区及び内町街区

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第二百六十四号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成十六年四月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 住所

高松市番町四丁目一番一 号

二 氏名

香川県庁消費生活協同組合 組合長 福崎一郎

三 売りさばき場所

変更前 高松市番町四丁目一番一 号 香川県庁消費生活協同組合内

高松市鬼無町佐藤二 一 香川県陸運事務所内

高松市松島町一丁目一七番一六号 香川県高松合同庁舎内

さぬき市津田町津田九三 二 大川合同庁舎内

平成十六年四月十三日

香川県知事 真鍋 武 紀

善通寺市生野本町一丁目一番二二号 仲多度合同庁舎内
 綾歌郡国分寺町福家甲二二五八 一九 香川県軽自動車会館内
 変更後 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁消費生活協同組合内
 高松市鬼無町佐藤二〇 一 香川県陸運事務所内
 高松市松島町一丁目一七番一六号 香川県高松合同庁舎内
 善通寺市生野本町一丁目一番二二号 仲多度合同庁舎内
 綾歌郡国分寺町福家甲二二五八 一九 香川県軽自動車会館内
 香川県告示第二百六十五号
 香川県証紙条例(昭和三十九年香川県条例第十一号)第五条の香川県証紙の売りさばき
 人の指定を次のとおり取り消した。
 平成十六年四月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 取消年月日 | 住 所 | 氏 名 | 売りさばき場所 |
|-------------|--------------|---------------------|-------------------------|
| 平成十六年三月三十一日 | 坂出市入船町一丁目二二八 | 香川県坂出食品衛生協会 会長 榊 久雪 | 坂出市入船町一丁目二二八 中讃保健所坂出支所内 |
| | 丸亀市大手町二丁目二一 | 香川県丸亀食品衛生協会 会長 柳井 弘 | 丸亀市大手町二丁目二一 中讃保健所内 |
| | 仲多度郡琴平町榎井八一七 | 香川県琴平食品衛生協会 会長 西川勝記 | 仲多度郡琴平町榎井八一七 中讃保健所琴平支所内 |

香川県告示第二百六十六号

香川県総合運動公園出納員、香川県立丸亀競技場出納員、香川県立体育館出納員、香川県立屋島陸上競技場出納員、香川県立武道館出納員、香川県立丸亀武道館出納員及び香川県立総合水泳プール出納員の使用する公印を、平成十六年四月一日次のとおり新調した。

一 香川県総合運動公園出納員印



二 香川県立丸亀競技場出納員印



三 香川県立体育館出納員



四 香川県立屋島陸上競技場出納員



五 香川県立武道館出納員



六 香川県立丸亀武道館出納員



七 香川県立総合水泳プール出納員



公 告

香川県公告第百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年四月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び住所
生活協同組合コープかがわ
高松市新北町一四番二七号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
コープ一宮
高松市一宮町三四一番地
- 変更しようとする事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
変更前 午前十時
変更後 午前七時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前九時三十分から午後九時三十分まで
変更後 午前六時四十五分から午後九時三十分まで
- 変更年月日

平成十六年四月四日

二 届出年月日

平成十六年三月二十九日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課
高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十六年四月十三日（火曜日）から同年八月十三日（金曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日（四月）から四月以内（平成十六年八月十三日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三

項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年四月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十五年香川県公告第六百六十一号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

宇多津ショッピングデパート

綾歌郡宇多津町一七八番地九九

三 法第八条第一項の規定により宇多津町から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

宇多津町建設経済課

2 縦覧期間

平成十六年四月十三日(火曜日)から同年五月十三日(木曜日)まで

香川県公告第九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年三月三十一日認可した。

平成十六年四月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| | |
|-------------|----------------------------|
| 土地改良区名 | 土地改良事業名 |
| 三豊郡山本町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)三条坊地区 |
| " | 単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)宮池地区 |

| | |
|---|----------------------------|
| " | 単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)宮の浦地区 |
| " | 単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)仁池地区 |
| " | 単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)東香原地区 |
| " | 単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)岡松地区 |

香川県公告第九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、三豊郡仁尾町土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があつた。

平成十六年四月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏 名 住 所 就任年月日

理事 吉田 康良 三豊郡仁尾町大字仁尾丁二〇六番地二 平成一六、三、二九

香川県公告第二百号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項に基づき公示する。

平成十六年四月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業期間

平成十六年四月十五日から平成十七年三月二十五日まで

三 作業地域

高松市
丸亀市
坂出市
善通寺市

観音寺市

さぬき市

東かがわ市

小豆郡 内海町

木田郡 三木町

香川郡 塩江町

綾歌郡 綾上町

仲多度郡 琴南町

三豊郡 高瀬町

田町

土庄町 池田町

牟礼町 庵治町

香川町 香南町

直島町

綾南町 国分寺町

三野町 大野原町

山本町

直島町

綾歌町 飯山町 宇多津町

多度津町 仲南町

豊中町 詫間町

仁尾町

豊浜町

財

平成十六年四月十三日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています